

税金

**平成19年度分
個人住民税の改正について**

**■税源移譲により、個人住民税の税率がどのように
変更になるのか、具体的な計算例を紹介します。**

税源移譲の原則は、住民税と所得税の合計額が、税源移譲前後で変わらないものでありますが、定率減税が廃止となる分について、実質税負担は増となります。なお、納税者の大半は、平成19年1月から所得税が減り、その分だけ平成19年6月から住民税が増えるようになります。

区分		給与所得者（単身）の場合				給与所得者（夫婦）の場合（単位:円）			
給与収入額		300万円	500万円	700万円	1,000万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
平成18年度 (定率減税適用)	所得税	111,600	232,200	426,600	869,400	77,400	198,000	358,200	801,000
	住民税	59,600	150,700	287,000	533,000	44,400	120,200	254,000	500,000
	合計	171,200	382,900	713,600	1,402,400	121,800	318,200	612,200	1,301,000
平成19年度 (定率減税廃止)	所得税	62,000	160,500	376,500	868,500	43,000	122,500	300,500	792,500
	住民税	126,500	260,500	404,500	650,500	91,000	227,500	371,500	617,500
	合計	188,500	421,000	781,000	1,519,000	134,000	350,000	672,000	1,410,000
税源移譲による負担増減額		0	0	0	0	0	0	0	0
定率減税廃止による負担増減額		17,300	38,100	67,400	116,600	12,200	31,800	59,800	109,000

区分		給与所得者（夫婦・子2人～うち1人は特定扶養）の場合				年金受給者（夫68歳・妻63歳）の場合			
給与収入額		300万円	500万円	700万円	1,000万円	200万円	300万円	400万円	500万円
平成18年度 (定率減税適用)	所得税	0	107,100	236,700	619,200	0	79,200	148,200	218,500
	住民税	8,300	70,300	181,300	422,000	0	45,300	80,700	141,200
	合計	8,300	177,400	418,000	1,041,200	0	124,500	228,900	359,700
平成19年度 (定率減税廃止)	所得税	0	59,500	165,500	590,500	0	44,000	82,300	145,300
	住民税	9,000	135,500	293,500	539,500	0	93,000	169,600	250,200
	合計	9,000	195,000	459,000	1,130,000	0	137,000	251,900	395,500
税源移譲による負担増減額		0	0	0	0	0	0	-100	0
定率減税廃止による負担増減額		700	17,600	41,000	88,800	0	12,500	23,100	35,800

計算に均等割額は含まれていません。
一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

■税源移譲に伴い新たな控除制度が設けられます

1. 調整控除（平成19年度分住民税から適用）

所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも、課税所得金額は住民税の方が所得税よりも大きくなります。

住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、単純に所得税の税率を10%から5%に引き下げただけでは、税負担が増えてしまいます。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。

2. 住宅ローン控除（平成20年度分から平成28年度分までの住民税に適用）

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税額よりも大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。

このため、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分については、申告により平成20年度分以降の住民税の所得割額からも控除する経過措置が設けられます。

**■65歳以上の方に対する非課税措置
廃止に伴う経過措置**

年齢65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する住民税非課税措置が廃止となったことに伴い、平成17年1月1日現在で65歳に達していた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、経過措置として、平成18年度分および平成19年度分に限り、住民税が次のとおり減額されます。

- ・平成18年度 税額の3分の2を減額
- ・平成19年度 税額の3分の1を減額
- ・平成20年度以降 減額なし（経過措置終了）

不明な点はお問い合わせください。
役場税務課、太美出張所の各窓口にパンフレットがあります。

▼問合せ 税務課税務係(☎23 - 2332)

資産税

申告は忘れずに 償却資産・宅地・家屋変更の届出

①償却資産の申告

事業用償却資産の所有者には、固定資産税（町税）が課税されます。

▼対象 1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産（税務会計上、減価償却資産の対象とすべき資産など）を所有の方。昨年と資産内容に変更がない方、事業を廃止した方も必ず申告してください。

②宅地に変更があった場合の申告

住宅用地に対する固定資産税の課税標準は、特例により価格の3分の1（200㎡以下の小規模住宅用地は6分の1）になります。ただし、認定には所有者の申告が必要です。

▼対象 1月1日現在、住宅の新築、増改築（2世帯住宅になった方等）、滅失などで土地の利用状況

が変わった方。

③家屋に関する届出

増築や一部取り壊しで建物の面積に変更があった場合は連絡をください。家屋を取り壊したり未登記家屋の名義を変更したときは、届出書の提出が必要です。届出がないと、所有していない家屋に固定資産税が課税される場合があります。

▼対象 1月1日現在、家屋の増築、滅失や所有者が変わった方。

④新築住宅の減免申請

今年中に住宅を新築された方は、町独自の制度により固定資産税が減免されます。（家屋調査の際に説明と手続きを行います。）

▼期限 平成19年1月31日（水）

▼提出先・詳細

税務課資産税係（☎23 - 2333）

納税

忘れていませんか？ 税の納期限

12月25日は、町道民税・固定資産税第4期の納期限です。年末で何かと忙しい時期ですので、納め忘れのないよう注意しましょう。

▼夜間納税相談 12月7日（木）・21日（木）19時30分まで

▼問合せ 納税課納税係（☎23 - 2341）

夜間納税窓口を開設《自動車税》

石狩支庁納税課による自動車税の夜間納税窓口を開設しますので、ご利用ください。

▼日時

12月7日（木）17時～19時30分

▼場所 役場納税課納税係



年金 ●● 読んで得する年金・国保のお話 ●● 国保 ●●

年金受給者の現況確認の方法が変わります

国民年金受給者（厚生年金受給者も含む）は、毎年の誕生月に「年金受給者現況届」のハガキを提出していましたが、12月生まれの方から、今後は一部の方を除き提出が不要になります。

【現況届の提出が必要な方】

社会保険庁に住民票コードが収録されていない方（以下の場合も含む）

- ・社会保険庁に届出の住所が住民票上の住所と異なる場合
- ・社会保険庁に住所変更届などが提出されていない場合
- ・住基ネットに不参加の市区町村に在住の場合
- ・外国籍および外国在住の方

【現況届が不要になる方で、別の届出書が必要な方】

障害年金受給者で、診断書により障害状態の確認が必要な方
加給年金額などの対象者がいる方
とを確認する必要がある方

役場窓口年金相談日

12月7日（木）・13日（水）

役場1階住民生活課国保年金係へお気軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

▼主催 札幌北社会保険事務所

▼日時 12月20日（水）10時～15時

▼場所 商工会館（錦町）

[医療費節約のポイント]パート7

医療機関に行くたびに「もらわなくては損」とばかりに、むやみに薬をほしがめる人がいます。自分の判断で、薬や注射を催促しないようにしましょう。

また、医療費と家計の無駄づかいになりますので、複数の医療機関にかかっている場合、薬が重複したり、飲み合わせのトラブルが起きたりすることもありますので、かかりつけの医療機関とよく相談してください。

◆国保と年金についての問合せは
住民生活課国保年金係
（☎23 - 2467）

除雪

スムーズな除雪・排雪作業にご協力ください



1・間口の雪処理は各家庭で

玄関先に置かれた雪には大変苦勞されていることと思われませんが、除雪車通過後に玄関先の除雪をしてください。雪は各家庭の敷地内で処理するか、町指定の「雪堆積場」へ運搬してください。

2・塀や樹木に目印を

除排雪時の損傷を防ぐため、庭先の樹木や塀に、ポールや赤い布などの目印をつけてください。道路際の物干し竿などは移動をお願いします。

3・道路への雪出し禁止

車道や歩道に出した雪は、道幅を狭くし、通行に支障をきたし、交通事故の原因にもなります。

4・歩道の除雪にご協力を

電柱など障害物が多く除雪車が入ることが困難な歩道は、地域での自主的な除雪をお願いします。

5・ゴミ出しは回収時間に合わせて

雪の中のゴミが迅速な除雪の妨げや、排雪時の除雪車の故障の原因などになります。

6・川への雪捨てはやめましょう

川へ直接雪を捨てることは溢水の原因になります。

7・迷惑駐車はやめましょう

1台の路上駐車のために除雪車は立ち往生し、除雪ができなくなります。迷惑駐車は厳禁です。

(関連記事 8ページ)

▼問合せ 維持管理課維持管理係
(☎23 - 3197)

水道

水道の凍結にご注意ください

凍結予防は各家庭で！

毎年12月から2月にかけて、水道の凍結が多発します。凍結の修理には多くの費用がかかります。

凍結させないために、水抜き栓で水道管の水抜きを！

すべての蛇口を開ける

水洗トイレはレバーを『大』の方向に回し固定する

水抜き栓上部のハンドルを『止』の方向までいっぱい回す
で開けた蛇口を閉める

- ・水抜き栓には、ハンドル式の外、レバーを倒して水を抜く機種や、リモコンによる遠隔式があります。
- ・湯沸かし器などは、仕様に基づいた操作を行うこと
- ・屋外の散水栓も水抜きを

このような時は凍結注意！

- ・外気温が - 4 以下のとき
- ・家を長期不在にするとき
- ・真冬が続いたとき

凍結した場合は町指定の給水装置工事業者に連絡して修理を依頼してください。下記事業者は、当番制で修理に対応しています。

- ・毎月 1日～10日
辻野建設工業(株) (☎23 - 3579)
- ・毎月11日～20日
大栄建工(株) (☎23 - 2032)
- ・毎月21日～月末
三共建設(株) (☎23 - 3519)

▼問合せ

- 上下水道課 (☎22 - 2411)
- 元町浄水場 (☎23 - 2713)

催事

平成19年新春町民の集い

町内の各団体共催で、町民の皆さんが一同に介して新年を祝う会を開催します。皆さんの参加をお待ちしています。

▼日時 平成19年1月4日(木)

午前11時～

▼会場 総合体育館

▼会費 2,000円

▼申込 会費を添えて、一般の方は町総務課へ、下記団体関係者は各団体へお申込ください。

▼共催団体 ・町 ・町議会

- ・町教育委員会 ・町農業委員会
- ・町社会福祉協議会 ・北石狩農業協同組合
- ・当別土地改良区 ・篠津中央土地改良区
- ・当別町商工会

▼詳細 総務課総務係
(☎23 - 2330)

保 育 所

平成19年度の保育所入所児童を募集します

▼対象 保護者が就労などの理由により家庭で保育ができない児童。

▼受付期間 1月10日～31日

①東・西・ふとみ保育所

- ・申込み 各保育所・子ども係
- ・必要書類 世帯で課税のある方の今年分の所得税額、今年度市町村民税額を証明する書類（保育料は課税状況に応じ決定）
- ・開設期間 通年（日曜・祝祭日・12月31日～1月5日は休所）月～金曜の8時30分～17時（土曜は12時まで）
- ・年齢 2歳児～5歳児
- ◎障がい児保育(東・ふとみ保育所) 集団保育や毎日の通所が可能な、平成16年4月1日以前に生まれた児童。
- ◎産休・育休明け入所の予約受付 「産後休暇・育児休業」明けの入所希望者（年度途中の希望者）は、出産前から予約ができます。
- ◎一時保育（ふとみ保育所） 保護者のパート就労（平均週3日以内）や傷病などにより家庭で保育ができない児童の一時預かり。
- ▼詳細 子育て推進課子ども係（「ゆとろ」内・☎23 - 3024）



子育て支援センター情報

お母さんお父さんの子育てを応援します。

お子様と一緒にご参加を！

あそびのひろば12月の日程

- うさぎ（3歳～就学前）
5日・12日・19日・26日（ゆとろ）
- こりす（1歳6ヶ月～3歳）
6日・13日・20日・27日（子どもハウス）
- キャロット（1歳6ヶ月～就学前）
6日・13日・20日・27日（ふとみ保育所）

ミニトマトクラブ（乳児支援）

12月26日（火）

サロン（0歳～就学前）

- 毎週金曜
- ふとみ保育所・子どもハウス
- 子育て推進課子育て支援係（「ゆとろ」内・☎25 - 2658）



育 児

巡回児童相談を 実施します

内容 18歳未満のお子さんの発達や子育てに関する相談をお受けします。

▼日時 1月22日（月）

相談時間は申込者の事情を考慮し決定します。（授業中の場合もあります。）

▼場所 ゆとろ（西町）

▼相談員 北海道中央児童相談所の児童福祉司と心理判定員

▼申込期限 12月22日（金）

お子さんやご家庭の様子を調査させていただきます場合があります。

▼申込・詳細

子育て推進課子育て支援係（「ゆとろ」内・☎25 - 2658）

育 児

子育て講座の ご案内

ドラムサークルを体験しよう！

▼日時

12月18日（月）10時～11時30分

▼場所 ゆとろ 多目的ホール

▼対象

0歳～就学前児童と保護者

▼内容 親子ふれあい遊び
パネルシアター ドラムサークル

▼問合せ

子育て推進課子育て支援係（「ゆとろ」内・☎25 - 2658）

成 人 式

新成人の皆さんは ご参加ください

成人式にご参加ください。

▼対象 昭和61年4月2日～62年4月1日生まれの方（住民登録のない帰省中の方も出席できますので、事前連絡をお願いします。）

▼日時 平成19年1月7日（日）

午前11時～（受付は午前10時～）

▼場所 総合体育館（白樺町）

▼その他 記念写真（男女別）は当日会場で受付し撮影します。父母席も用意しています。

▼詳細 社会教育課社会教育係（総合体育館内・☎22 - 3834）

平成18年度当別町表彰式

当別町の発展に寄与された方を表彰する「当別町表彰式」が11月3日(金)「ゆとろ」で行なわれました。受賞者をご紹介します。

■町政功労者賞

- ・前澤昭治さん(元町・75歳)
町議会議員、監査委員
- ・安藤 正さん(弥生・67歳)
町商工会役員、町観光協会役員
- ・田村 則さん(園生・74歳)
民生児童委員 町社会福祉協議会役員 町共同募金会役員

■産業貢献賞

山田 智さん(春日町・61歳)
当別土地改良区理事、理事長

■善行賞

- ・皆川壽美さん(緑町・86歳)
町へ多額の寄付
- ・地濃ナヲ子さん(緑町・72歳)
町社会福祉協議会へ多額の寄付
- ・(株)新和(札幌市 新井修社長)
町へ多額の寄付

福祉

当別町地域福祉計画骨子(案)の パブリックコメントを実施

当別町地域福祉計画骨子(案)についてパブリックコメントにより、皆様の意見を募集します。

▼計画案閲覧場所

ゆとろ・当別町役場・太美出張所・西当別コミュニティセンター

▼募集期間

12月1日(金)～12月29日(金)

▼提出方法

文書、FAX、電子メール

▼提出先 福祉課福祉係(「ゆとろ」内) ☎23-3019/FAX:23-5018

バス

当別町コミュニティバスと当江線の 年末年始の運行について

「当別町コミュニティバス」及び「当江線」の年末年始の運行ダイヤは以下のとおりとなります。ご利用の際にはご注意ください。

■当別町コミュニティバス

12月30～31日 土日祝ダイヤ
1月1日 運休
1月2～3日 土日祝ダイヤ
1月4日から 通常運行

■当江線

12月30日～1月3日 運休
1月4日から 通常運行

▼問合せ

企画課企画振興係
(☎23-3042)
(有)下段モータース
(☎23-2630)

定期券の販売
販売所の年末年始の日程は下記のとおりです。
休みになる販売所があるので、定期券はお早めにお買い求めください。

12月30日～1月8日休み	<ul style="list-style-type: none"> ・当別町商工会 ☎23-2447 ・あえ～る ☎25-5116 ・老人クラブ連合会 ☎22-2301 (ゆとろ・社会福祉協議会内)
12月31日～1月7日休み	<ul style="list-style-type: none"> ・(有)下段モータース ☎23-2630
12月30日～1月4日休み	<ul style="list-style-type: none"> ・北洋交易(株) ☎26-2348 ・とうべつ整形外科 ☎25-5040
1月1日休み	<ul style="list-style-type: none"> ・小島商店 ☎26-2410

都市交流

レクサンド市提携20周年記念事業 ボランティア募集

当別町とスウェーデン王国レクサンド市は平成19年に姉妹都市提携20周年を迎えます。記念事業に来町される方々と交流を図るため次のボランティアを募集します。

▼期間

平成19年6月14日(木)～18日(月)

①ホームステイボランティア

- ・当別町在住でホームステイ受入可能な方
- ・当別とレクサンドとの交流に協力頂ける方

②通訳ボランティア

- ・当別在住または通勤、通学している方
- ・英語またはスウェーデン語の通訳として姉妹都市提携提携20周年事業に参加可能な方

▼締切り 平成19年2月28日(水)

▼詳細 企画課企画振興係
(☎23-3042)

e-mail:

kikaku-ie@town.tobetsu.hokkaido.jp

役 場

年末年始の町の業務日程のお知らせ

年末年始の役場関係の業務日程をお知らせします。

1月5日(金)住民票、戸籍謄本・抄本、印鑑証明書、納税証明書の交付のみを受け付けます。

・役場本庁舎 午前8時45分～午後5時15分

・太美郵便局 午前9時～午後5時
戸籍関係の届出(出生、死亡、婚姻届など)は年末年始休みに関わらず本庁舎(警備員室)で受け付けます。

▼詳細 町代表 (☎23-2330)

12月29日～1月5日休業
・子どもプレイハウス
12月30日～1月8日休業
・役場本庁舎・第二庁舎 ・太美出張所 ・総合保健福祉センター「ゆとろ」 ・子ども発達支援センター
12月30日～1月5日休業
・公民館・世紀分館 ・総合体育館・青少年会館 ・西当別コミュニティーセンター ・白樺コミュニティーセンター
12月31日～1月5日休業
・保育所(※へき地保育所除く)

みどりヶ丘葬苑
1月1日、2日、4日休業(3日は使用可) 一般家庭ゴミ収集
12月30日～1月4日休業 ・ステーション収集(ごみカレンダー参照)
12月30日～1月8日休業 ・粗大ゴミ受付、収集 ・衛生センター持込(自己搬入)
し尿汲み取り
12月30日～1月8日休業 年末年始の汲み取りは混み合います。希望の方は12月15日(金)までに当別清掃社(☎22-3056)へ

消 防

危険物取扱者及び消防設備士試験のお知らせ

① 第4回 危険物取扱者試験

▼試験種類

甲種・乙種(第1～6類)・丙種

②第3回 消防設備士試験

▼試験種類 甲種(第1～5類)

乙種(第1～7類)

【 、 共通】

▼試験日 平成19年2月18日(日)

▼試験地 札幌市ほか6市

▼受付期間

12月5日(火)～14日(木)

▼詳細 当別消防署 消防課 指導係
(☎23-2537)



北海道医療大学吹奏楽団 ♪ 第13回定期演奏会 ♪

となりのトトロ、パイレーツオブカリビアンなどの映画音楽をはじめ、クラシック曲など幅広い曲を演奏します。

♪日時 12月16日(土)
開場17:30 開演18:00

♪場所

札幌コンサートホールkitara
札幌市中央区中島公園1番15号
駐車場がございませんので公共交通機関をご利用ください。

♪入場無料(要整理券)

石橋(☎090-7512-7604)までお問い合わせください。

ご来場ください 地球のステージ4

当別高校国際協カクラブが主催して、国際理解ライブコンサート「地球のステージ4」を開催します。ぜひご来場ください。

▼内容 桑山紀彦さん(山形県)による、映像・演奏・歌・語りによる感動のライブステージ、昨年行ないました「地球のステージ3」の続編です。

▼日時 12月8日(金)
午後6時30分～8時30分(開場5時30分)

▼場所 当別高校体育館
(上履きをお持ちください)

▼料金 300円(小中高生無料)
(募金を目的としています)

▼主催 当別高校国際協カクラブ

▼問合せ 当別高校 田辺・吉嶺
(☎23-2444)

昭和成年会会員募集

本会は本年3月に発足し、当別の発展のために活動しています。

夏至祭・町移住促進事業への協力、コミュニティバスツアー開催など町に貢献する活動をしています。

当別に在住または、勤務している昭和生れの成年の方はご連絡ください。

▼問合せ 道銀当別支店 岸本
(☎23-2132)



バスツアーの様